



千葉都市計画の変更（素案）に関する都市計画説明会【資料】

「千葉都市計画駐車場整備地区の変更」

「千葉都市計画駐車場（千葉市栄町立体駐車場）の変更」

この説明会は、千葉都市計画駐車場整備地区及び千葉都市計画駐車場（千葉市栄町立体駐車場）に係る都市計画の変更案を作成するにあたり、作成した素案の内容等を広く市民の皆様へお知らせし、意見を求めるために開催するものです。

日時：令和5年8月5日（土）午前10時00分から

会場：千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所2階 L会議室201

千葉都市計画駐車場整備地区の変更

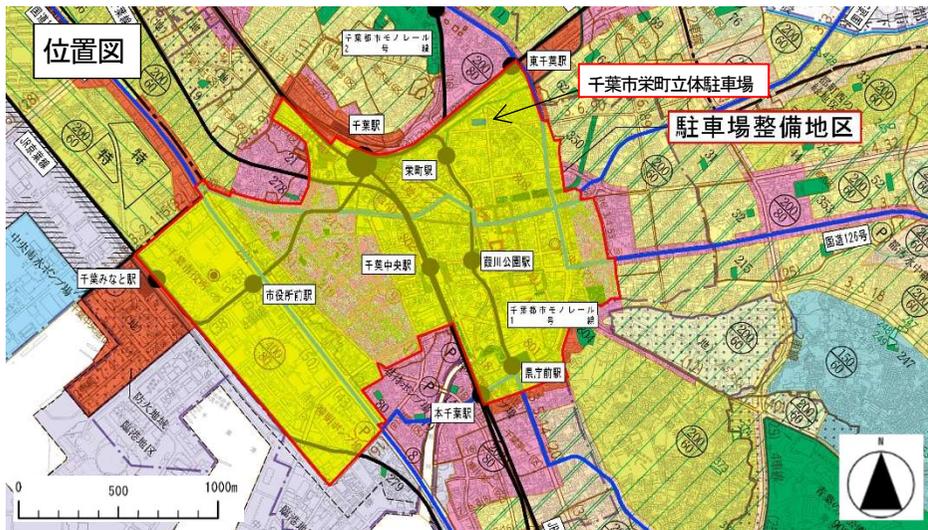
千葉都市計画駐車場（千葉市栄町立体駐車場）の変更

- | | | | |
|---|------------------|-----|------|
| 1 | 位 置 | ・・・ | 2ページ |
| 2 | 経緯及び変更理由 | ・・・ | 2ページ |
| 3 | 変更素案の内容 | | |
| | （1）計画書 | ・・・ | 3ページ |
| | （2）計画図 | ・・・ | 4ページ |
| 4 | （参考）都市計画変更手続きの流れ | ・・・ | 6ページ |

1 位置

千葉都市計画駐車場整備地区は、東日本旅客鉄道千葉駅周辺に位置する約261.6haの区域です。

千葉都市計画駐車場（千葉市栄町立体駐車場）は、駐車場整備地区の区域内にあり、千葉都市モノレール栄町駅から、北東約220mに位置する駐車場（約0.2ha）です。



凡例	
駐車場整備地区 区域	
駐車場（千葉市栄町立体駐車場） 区域	

2 経緯及び変更理由

本市では、自動車交通が著しくふくそうする地区で道路の効用を保持し円滑な道路交通の確保が必要とされる区域について、昭和46年8月24日に駐車場整備地区を都市計画決定しました。

その後、都市計画駐車場の整備をはじめ、一定規模の建築物に対して駐車場の附置を義務付ける条例の制定（正式名称「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」。昭和46年9月1日に施行）等により公共・民間の駐車場整備が進められてきました。その一環として、都心部の自動車交通のふくそうと増大する駐車需要に対処するため、昭和57年7月6日に千葉市栄町立体駐車場が都市計画決定され、昭和58年5月6日に供用が開始されましたが、当該駐車場は、供用開始から約40年経過しており、老朽化が進んでいます。

都市計画を定めて一定期間が経過したことから駐車場の設置状況や利用状況等の調査をしたところ、将来に渡っても駐車場が十分である見通しが立っていること等から、都市計画を定めた目的が達成できたものと判断して、都市計画の変更（廃止）を行うものです。

※栄町立体駐車場は、都市計画の廃止をしますが、当面の間、駐車場の運営を行っていきます。

3 変更（廃止）素案の内容

(1) 計画書

■（駐車場整備地区）

都市計画駐車場整備地区を廃止する。

面積	備考
約 261.6ha	

■（駐車場）

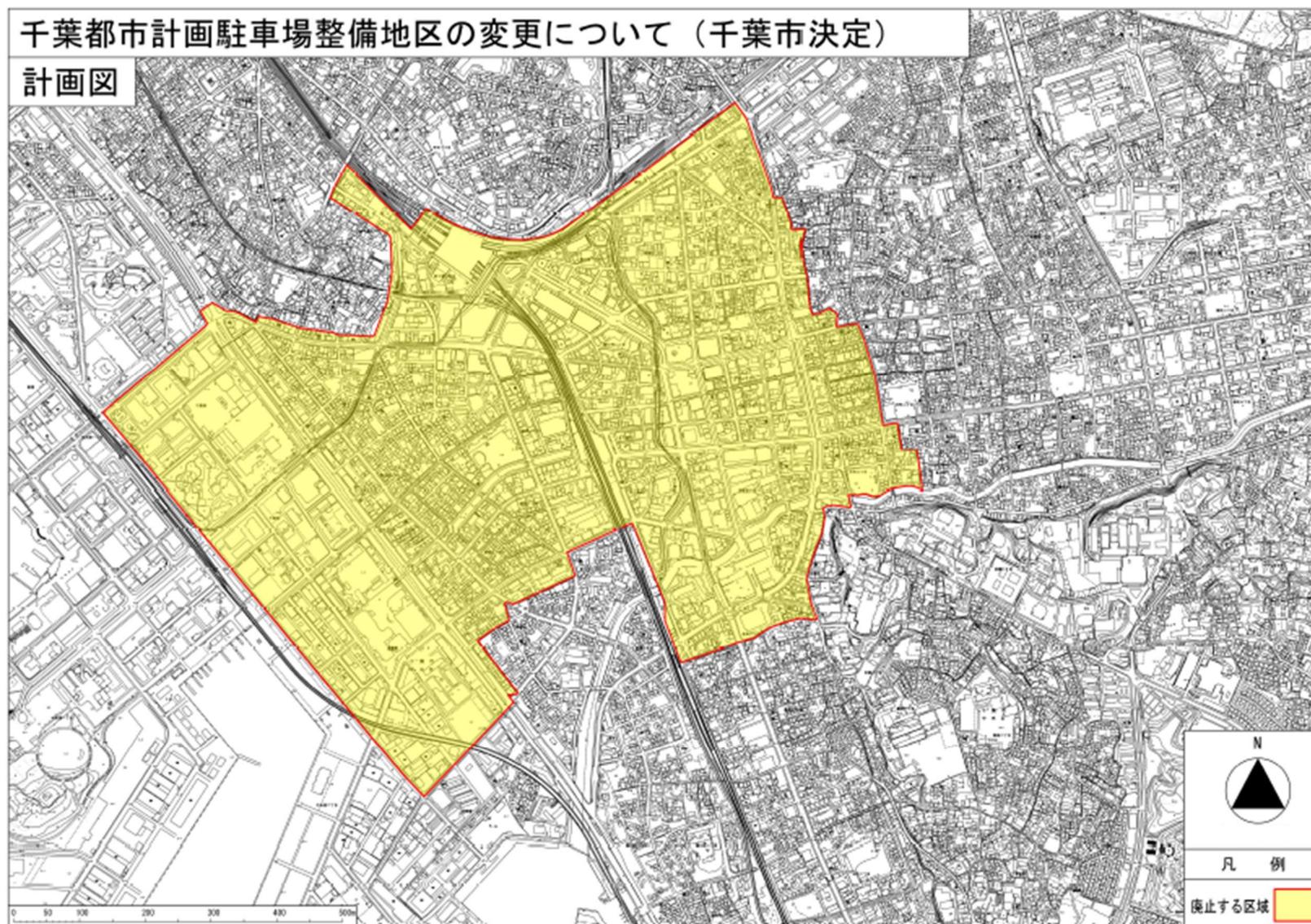
都市計画駐車場で千葉市栄町立体駐車場を廃止する。

名称		位置	面積	構造	備考
番号	駐車場名			階層	
2	千葉市栄町立体駐車場	千葉市栄町	約 0.20ha	地上 5 階 6 層	249 台

※番号1の「千葉県中央町駐車場ビル」は既に廃止されており、今回の変更によって千葉市における都市計画駐車場は全て廃止となります。

(2) 計画図

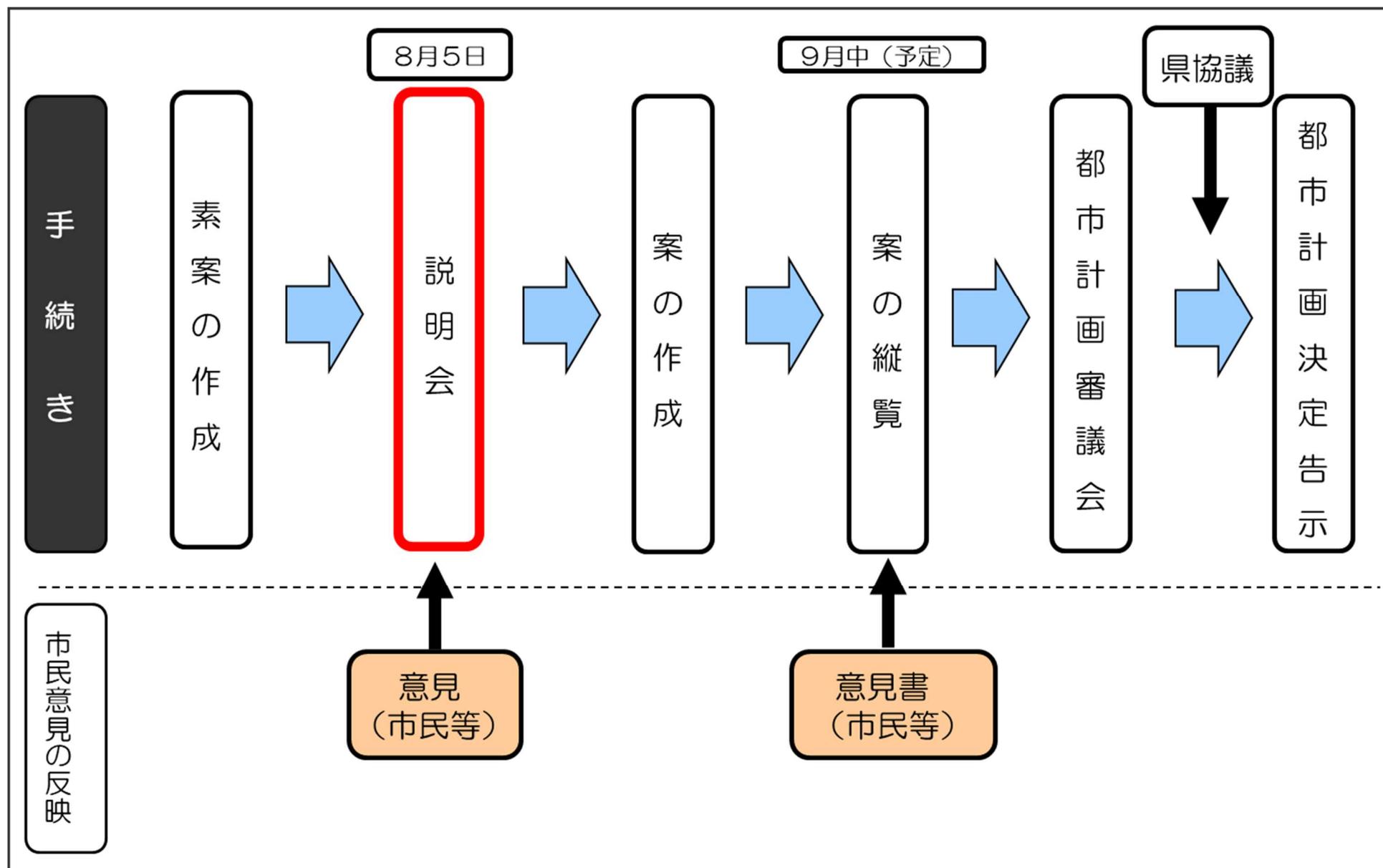
■ (駐車場整備地区)



■ (駐車場)



4 (参考) 都市計画変更手続きの流れ



会場案内図



会場：千葉市役所2階 L会議室 201

※市役所に入る際は、みなと公園側の大通りに面した「まちかど広場側出入口」からお入りください。(他の出入口はしまっています。)

住所：千葉市中央区千葉港1番1号

交通手段

千葉都市モノレール「市役所前駅」から徒歩1分

JR「千葉みなと駅」から徒歩7分

JR「千葉駅」・京成電鉄「千葉駅」から徒歩12分

※市役所本庁舎駐車場、中央コミュニティセンター地下駐車場は有料駐車場です。

市役所駐車場出入口配置図



お問い合わせ先

千葉市 都市計画課 計画班

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所低層棟4階

TEL:043-245-5306

FAX:043-245-5627

e-mail:keikaku.URU@city.chiba.lg.jp